特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	就学援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市教育委員会

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルな	を取り扱う事務			
①事務の名称	就学援助に関する事務			
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒又は次年度入学予定者の保護者に対して援助を行うもの。就学援助に関する事務の内容は、以下のとおりである。 (1) 就学援助費給付に係る申請受理 (2) 就学援助費給付に係る審査応答 (3) 就学援助費支給 (4) 医療券発行 (5) 医療費支払 ・情報連携の流れについて 庁外においては、団体内統合宛名システムを介して照会する。 庁内においては、基幹系住基システム(総合行政システム)を活用する。			
③システムの名称	(1) 就学援助ファイル(Excel)、(2) 団体内統合宛名システム、(3) 中間サーバー、(4) 基幹系住基システム(総合行政システム)			
2. 特定個人情報ファイル	名			
就学援助ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法別表40の項 ・番号法第9条第2項 ・宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宇土市条例第33号。以下「番号条例」という。)別表第1の3の項			
4. 情報提供ネットワークシ				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 <情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項 ・番号法第19条第9号 番号条例別表第1の3の項			
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署			
①部署	宇土市教育委員会事務局教育部学校教育課			
②所属長の役職名	学校教育課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	宇土市教育委員会事務局教育部学校教育課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964- 22-6500			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	宇土市教育委員会事務局教育部学校教育課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964- 22-6500			
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年3月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年3月1日 時点				
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシス・	テムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		0]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	根提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	T I]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・2	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		٨[]	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号を利用する場合は、	申請者本人からのマイ	ナンバーの取得を徹底している。
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	・項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 がれるリスクへの対策 システムを通じて目的がシステムを通じて不正ない、滅失・毀損リスクへの	限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 〔(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された申	∄書等が入ったキャビ	

変更箇所

変更固.					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 3 法令上の根拠	定供に関する末例(十成2/十十二川末例第3	・番号法別表40の項 ・番号法第9条第2項 ・宇士市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年宇士市条例第3 3号。以下「番号条例」という。)別表第1の3の 項	事後	
令和7年3月31日	1 4 ② 法令上の根拠		<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表42、125、1610項 <情報服会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表83の項 ・番号法第19条第9号 番号条例別表第1の3の 項	事後	
令和7年3月31日	II.1(いつ時点の計数か) II.2(いつ時点の計数か)	令和5年11月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ.8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) (判断の根拠) Ⅳ.11(最も優先度が高い考えられる対策) (判断の根拠)	-	評価書の様式見直しに伴う記載事項の追加	事後	
<u> </u>					
-					
-					